



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 972 平成18年度和歌山県行政情報LAN整備及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
- 973 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 974 生活保護法による指定施術機関の廃止 (")
- 975 生活保護法による指定介護機関の廃止 (")
- 976 平成18年度クリーニング師試験の実施(生活衛生課)
- 977 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)
- 978 " (")
- 979 道路の区域変更 (道路保全課)
- 980 新道路の供用開始等 (")
- 981 " (")

○ 公告

入札公告 (情報システム課)

○ 正誤

平成18年6月27日付け和歌山県報第1770号和歌山県告示第863号中

告 示

和歌山県告示第972号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項、自治法令第167条の5第2項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成18年度和歌山県行政情報LAN整備及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年8月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 調達役務

平成18年度和歌山県行政情報LAN整備及び賃貸借

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)でないとき。

- (ア) 競争入札資格審査申請書
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - (エ) 印鑑証明書
 - (オ) 財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
 - (カ) 使用印鑑届
 - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 和歌山県が課する県税全税目
 - c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
 - (ク) 誓約書
 - (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - (コ) 契約履行証明
 - (サ) 和歌山県が示す仕様書に対する作業実施計画書
和歌山県が示す仕様書及び作業実施計画書作成要領に準拠すること。
 - (シ) 担当技術者経歴書
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の(イ)から(ケ)までについては、構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札資格審査申請書
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 構成員が法人である場合にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - (エ) 印鑑証明書
 - (オ) 財務諸表(構成員が、法人の場合にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
 - (カ) 使用印鑑届
 - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 和歌山県が課する県税全税目
 - c 構成員が個人の場合にあっては、和歌山県内

の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 契約履行証明

(サ) 和歌山県が示す仕様書に対する作業実施計画書
和歌山県が示す仕様書及び作業実施計画書作成要領に準拠すること。

(シ) コンソーシアム協定書

(ス) 担当技術者経歴書

(2) (1) のアの(イ) から(オ) まで、(キ) 及び(ク) に掲げる申請書類並びにイの(イ) から(オ) まで、(キ) 及び(ク) に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に県が別に定める入札に係る資格審査を経て、現に有効な入札に係る資格を有する書面を交付されている者にあつては、当該書面の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のアの(ア)、(イ)、(カ)、(ク) から(シ) まで並びにイの(ア)、(イ)、(カ) 及び(ク) から(ス) までに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年8月1日(火) から平成18年8月9日(水) までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号) 第1条に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年8月18日(金) までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年8月9日(水) 午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年8月9日(水) から平成18年8月21日(月) までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

(1) この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年8月1日(火) 現在において、次の要件を満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

オ 2の(1) のアの(サ) 及びイの(サ) に掲げる作業実施計画書について和歌山県が示す仕様を満足するものを提出したものであること。

カ 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間に同種又は同規模の情報通信分野に関する役務の提供に係る1以上の事業実績があり、技術水準が同等以上の者が複数あり、かつその成果が適正及び優良である者であること。

キ この契約の目的物である通信機器を、県に賃貸することができる者であること。

ク 担当技術者のうち少なくとも2名は、次のaからcまでのいずれかに該当する者であり、かつ担当技術者のうち少なくとも1名は、次のaに該当するものであること。

なお、当該資格等については、担当技術者経歴書に記載し、これを証する書類を添付すること。

a 技術士法(昭和58年4月27日法律第25号) に基づく技術士(情報工学部門又は電気電子部門の情報通信で受験したもの) の資格を有する者

b 経済産業大臣から次に掲げるいずれかの情報処理試験合格認定を受けている者

(a) システム監査技術者

(b) プロジェクトマネージャ

(c) アプリケーションエンジニア

(d) ネットワークスペシャリスト

(e) テクニカルエンジニア(ネットワーク、システム管理)

c 財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS) 審査員登録において主任審査員の登録を受けている者

(2) コンソーシアムとして参加する場合は、(1)のAからエまでについては各構成員のすべてが要件を満たし、(1)のオについてはコンソーシアムとして要件を満たし、(1)のカについては構成員うち代表者が要件を満たし、(1)のキ及びクについてはその構成員のいずれかの者が要件を満たしていること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年8月28日(月)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成18年9月6日(水)午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年9月14日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第973号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月1日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
御薬17-16	ワタキュー薬局日高店	御坊市湯川町財部722番地2	平成18.7.1

和歌山県告示第974号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月1日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
新柔5-15	はた鍼灸整骨院	新宮市下田1-1-2	平成18.6.30

和歌山県告示第975号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月1日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
NPO法人きのくに福祉会	岩出市根来588-7	ケアステーションいちご	伊都郡かつらぎ町佐野913	訪問介護	平成16.6.30
NPO法人きのくに福祉会	岩出市根来588-7	訪問看護ステーションあしたば	伊都郡かつらぎ町佐野913	訪問看護	平成16.6.30
医療法人南労会	大阪市港区弁天2-1-30	医療法人南労会あじさいクリニック	伊都郡かつらぎ町笠田中256-1	通所リハビリテーション・居宅介護支援・居宅療養管理指導	平成16.8.31
和歌山中央医療生活協同組合	和歌山市有本143-1	おおみや診療所	岩出市宮50-1	通所リハビリテーション・居宅介護支援	平成18.3.31
社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町金屋7	有田川町社会福祉協議会吉備支所事務所	有田郡有田川町角75-1	訪問入浴介護	平成18.6.1

和歌山県告示第976号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成18年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成18年8月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 試験の日時

平成18年11月17日(金)午前10時20分から

2 試験場所

和歌山県民文化会館(和歌山市小松原通一丁目1番地)

3 受験願書の提出期間

平成18年10月17日(火)から平成18年10月24日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成18年10月24日までの消印のあるものに限り有効とする。

- 4 受験願書の提出先
 県内居住者は居住地を所管する保健所(支所)に、県外居住者は和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課に提出すること。
- 5 試験手数料
 7,000円(和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。)
- 6 合格発表
 平成18年12月1日(金)午前10時に県庁東別館に受験番号により掲示するとともに合否について受験者に郵送で通知する。また、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>)においても発表する。
- 7 得点の開示
 個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り開示する。
 (1) 期間
 平成18年12月1日(金)から平成18年12月22日(金)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後5時まで
 (2) 場所
 和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課及び各保健所(支所を含む。)
 (3) 持参品
 受験票又は合格した者は合格証書及び運転免許証等の本人であることが確認できる書類
- 8 その他
 (1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課又は各保健所(支所)において交付する。
 (2) 試験についての問い合わせは、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課(電話073-432-4111 内線2620)又は各保健所(支所)へ行うこと。

和歌山県告示第977号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年8月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字円堂1546の8、1546の9、1546の10、字鴨巣1556の6、1556の7、1557の8、1557の9、1559の2・1559の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
 3 解除の理由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第978号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年8月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除に係る保安林の所在場所 和歌山市弘西字小屋所1354の3
 2 保安林として指定された目的 干害の防備
 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第979号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年8月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
 2 路線名 小野田内原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
和歌山市冬野字大坪1463番4地先から同市内原字目鏡754番地先まで	旧	6.60 ∩ 13.60	1,270.00	三田海南線重複区間 L=200.00
同上	新	6.60 ∩ 13.60	1,270.00	三田海南線重複区間 L=200.00
和歌山市冬野字大坪1463番4地先から同市冬野字蟹田1250番地先まで	新	6.50 ∩ 20.90	609.77	三田海南線重複区間 L=285.80

和歌山県告示第980号

平成18年和歌山県告示第979号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち和歌山市冬野字大坪1463番4地先から同市冬野字蟹田1246番地先までの延長534.00メートルについては、平成18年8月1日から供用を開始する。

平成18年8月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第981号

平成18年和歌山県告示第905号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち新宮市熊野川町九重字鈴恵322番1地先から同市熊野川町九重字和田18番4地先までの延長550.00メートルについては、平成18年8月1日から供用を開始する。

平成18年8月1日

和歌山県知事 木村良樹

公 告

入 札 公 告

平成18年度和歌山県行政情報LAN整備及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成18年8月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成18年度

(2) 調達役務の名称

平成18年度和歌山県行政情報LAN整備及び賃貸借

(3) 調達役務の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁舎内

和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県分庁舎内

その他通信に付加するものは県が指定する場所

(5) 契約期間等

平成18年度和歌山県行政情報LAN整備及び賃貸借(以下「行政情報整備業務」という。)について、納入期限賃貸借期間を次のとおりとする。

機器の設置設営・接続試験 平成19年3月31日(機器の設置設営・接続試験は和歌山県が整備するきのくにe-ねっと及びインターネット設備の契約受諾者との調整により行う。)

賃貸借(通信機器等) 平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第972号に規定する平成18年度和歌山県行政情報LAN整備及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

(2) 日時

平成18年8月1日(火)から平成18年8月9日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年8月18日(金)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階

和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年8月9日(水)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4

階

和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

イ 入札日時

平成18年9月15日(金)午前11時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年9月15日午前9時30分までに和歌山県企画部IT推進局情報システム課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札書には、機器の設置設営・接続試験に係る見積金額と賃貸借(機器保守料及びラック設置・設営費を含む。)に係る見積金額との合計額を記載する。

このうち賃貸借に係る見積金額は、賃貸借期間全期間に係る次の合計額とする。

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの期間(60

か月)×月額賃貸借料

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額及びその内訳を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者

があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否
要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Telecommunications equipment for Administrative information system ; 1 Complete System

- (2) Date and time for tender : 11:00 a.m. 15 September 2006 (Deadline for tenders submitted by mail : 9:30 a.m. 15 September 2006)

- (3) Contact point for the notice : Information Systems Division of Wakayama Prefectural Government, 1 Saikayamachi Wakayama City, 640-8249 Japan
TEL 073-432-5655 (FAX 073-428-1136)

正 誤

正 誤

平成18年6月27日付け和歌山県報第1770号和歌山県告示第863号中

ページ	段	行目	誤	正
3	左	上から7	、字坂本689(次の図	・字坂本689(以上2筆について次の図